

2014年5月27日

広島修道大学大学院法務研究科の学生募集停止にあたって

広島修道大学学長 市川太一

この度、広島修道大学は2015年度以降の法務研究科の学生募集停止を5月27日の修道学園理事会において決定いたしました。

2004年4月に中国四国地方で唯一の私立大学として法務研究科を設置し、本年度でちょうど10周年を迎える時に、このような報告をしなければならないのは残念なことです。

2007年から2013年まで、本学は累計で45名の司法試験合格者を出し、累計合格者数は中国四国九州地方においては12大学院中5番目に位置する実績をあげてきました。この3月までに197名の修了生を送り出してきました。昨年度は(財)大学基準協会から2回目の認証評価において適合との認定を受け、総評には『地域社会の発展に貢献する法曹の養成』という観点からすれば、司法試験に合格した修了生は、司法修習終了後、その多くが中国・四国地方を中心とした地域で法曹として活躍しており、貴法科大学院の教育理念は着実に実現されつつあるといえよう」と書かれていました。

本法務研究科の設置は、1976年4月に中国四国地方で初めての法学部を設置した本学にとっては、選択の余地のない決断でした。

2004年に設置後、2008年度の入学者の頃から、志願者及び入学者数は急速に減少しました。2009年2月の常務理事会において司法試験の5年間の実績を勘案して2011年度に法務研究科の存続の可否を決定することになっていました。しかし、10年には7名の合格者を出しましたので、2011年度に法務研究科検討小委員会を設置し、司法試験の実績及び将来を毎年検証することにしました。11年には7名、12年には過去最高の8名の合格者を出すことができました。

この間、並行して入学検定料や在学料の大幅な減額をはじめ、本学としてできることはすべて実施してきたわけですが、13年には司法試験合格者が4名、14年度の入学者は5名と激減しました。

司法制度改革は、小泉内閣の下で「事前規制型から事後チェック型行政」への移行の一環として実施されました。2004年第1回の全国の法科大学院入試には72800人の志願者がありましたが、2014年度には11450人と当初の16%に、志願倍率も13倍から3倍にまで激変しています。

法曹養成制度の考え方の変更や司法試験合格者の就職の難しさなどの社会的な環境変化も含めて将来を展望すると、入学者や司法試験合格者数の確保は極めて困難であり、入学者数の減少に伴う財政的な負担も看過できない額になっていると判断し、今回の決定に至った次第です。

募集停止をするわけですが、現在、27名の大学院生が在籍していますので、当然のことですが、今までと同様に院生の勉学を支えていきます。院生諸君は当初の目標達成に向かって進んで欲しいと願っています。そして今後、法務研究科の教育で培われた教育力は、法学研究科や法学部の教育にも生かされると確信しています。

これまで法務研究科をご支援いただいた広島弁護士会をはじめとする関係者の皆さまにもお礼を申しあげ、あわせて院生の教育のために邁進されてきた法務研究科の教員、そして教育の支援にあたってきた職員の献身的な努力に敬意を表し、ひきつづき皆さまのご支援とご協力をお願い申し上げます。